

2022年市議会6月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第11号](#) 未就学児や児童・生徒を送迎するバス等の安全確保を求める意見書
- [意見書（案）第12号](#) 環境教育及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書
- [意見書（案）第13号](#) 軍事対軍事でなく憲法第9条を生かした平和外交を強めることを求める意見書
- [意見書（案）第14号](#) 新型コロナウイルス感染症による後遺症及び予防接種後の健康被害に対する迅速な救済を求める意見書
- [意見書（案）第15号](#) 子どもたちの健やかな成長を保障するために、医療費の軽減・無料化、学校給食の無償化を求める意見書
- [意見書（案）第16号](#) 物価高騰から国民の生活を守るための緊急対策を求める意見書
- [意見書（案）第17号](#) 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書
- [意見書（案）第18号](#) 経済安全保障推進法の廃止を求める意見書
- [意見書（案）第19号](#) 国際卓越研究大学法の廃止、及び大学ファンド私物化問題の徹底調査と国民への説明を求める意見書
- [意見書（案）第20号](#) 児童の権利に関する条約の精神に則り、子どもの権利を保障するための施策を推進することを求める意見書

未就学児や児童・生徒を送迎するバス等の安全確保を求める意見書（案）

【新和提案】

令和3年7月、福岡県で認可保育所の送迎バス内に取り残された幼児が死亡するという痛ましい事案が発生した。未就学児や児童・生徒を送迎するいわゆるスクールバスの運転手及び添乗員には、現状、安全研修を受講する義務がない中で、発生した事案である。このような痛ましい事案を繰り返さないためには、安全管理の徹底を施設のみ委ねることなく、統一した基準を国が設定し、徹底させていく必要がある。

また、未就学児や児童・生徒を送迎するバス等に関する課題は、運転手や添乗員の安全管理に係るものだけではない。送迎車両の安全装備に係る基準についても、改善を図る必要がある。道路運送車両の保安基準第22条の3において、幼児専用車の幼児用座席にはシートベルトの設置も免除されているが、これは走行中の事故に対する安全面からは問題がないとは言えない。幼児自らではベルトの着脱が難しいため緊急時の脱出が困難なこと、幼児の体格は年齢によって様々であり一定の座席ベルトの設定が困難であること、同乗者の着脱補助作業が発生することなどから、シートベルトの設置が免除されているものであるが、時代の変化とともに乗用車の後席座席ベルトの着用が義務付けられるなど安全に対する考え方もより高度になってきている。加えて、車両の安全装備も日進月歩で進化していることから、自動車メーカーや関連する事業者とのさらなる連携を図り、未就学児や児童・生徒を送迎するバス等の安全基準について、改めて現在の技術水準に適合させるための議論を進めなければならない。

よって、国及び政府においては、下記事項について早期に実現されるよう強く求める。

記

- 1 未就学児や児童・生徒を送迎するバス等の安全管理については統一基準を作成し、運転手及び添乗員への安全研修を義務付けること。
- 2 自動車メーカーや関連する事業者等と安全向上に向けた協議会を設置するなど官民が連携し、未就学児や児童・生徒を送迎する車両に対するシートベルトまたはそれに代わる安全装置の設置の義務化を含めた議論を推進すること。
- 3 未就学児や児童・生徒を送迎するバス等の改修及び更新を推進するため、適切な措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

環境教育及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を 求める意見書（案）

【公明提案】

地球温暖化や激甚化・頻発化している災害に対して地球規模でSDGsの推進や2050年カーボンニュートラル達成に向けた取組が展開され、我が国でも脱炭素社会に向けた施策等のさらなる展開が急務である中、建築物で消費する年間のエネルギー収支をゼロにすること（以下「ZEB化」という。）が必要とされている。ZEB化の必要性は、当然のことながら公共建築物も例外ではなく、とりわけ、公共建築物の大きな割合を占める学校施設のZEB化の推進は喫緊の課題である。

文部科学省は、これまで、全国的に老朽化が進んでいる学校施設の建て替え・改修に関して、環境負荷の低減や自然との共生を考慮して整備し、環境教育の教材として活用する、いわゆるエコスクールを推進してきた。

この事業は、現在、エコスクール・プラス事業に発展し、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携・協力し、認定を受けた学校施設の整備事業を市町村等が実施する際に、関係各省から補助事業の優先採択などの支援を行っているところであり、平成29年度以降、令和4年6月1日までに249校が認定を受け、学校施設の整備を推進されている。

さらに、令和4年度からは、国・地方脱炭素実現会議が策定した地域脱炭素ロードマップに基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEBを見据え外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物、すなわちZEB Readyを達成する建築物を整備する事業に対しては、文部科学省の支援として、国庫補助に8%の単価加算措置を行う支援が行われているところであり、このほかにも、二重サッシ化やLED化といった部分的改修に対する補助も行われているところである。

このような補助を活用し、環境に配慮した施設になった学校では、児童生徒に快適な教育環境を整えることができたのみならず、身近な学校施設を教材にして、仲間と共に環境問題を学ぶ機会を提供することができている。また、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設で毎日生活し、学ぶことで、環境問題に関連した科学技術への興味が触発されることも考えられる。

加えて、エコスクールの目的の一つにもあるが、地域に密着した公共施設である学校は、地域における環境教育、地球温暖化対策に関する象徴的な存在となり、環境に関する意識啓発に大きな役割を果たすこともできる。

こうした効果に鑑みれば、国は、環境教育及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化をこれまで以上に加速させなければならない。

よって、国及び政府においては、以下の事項に留意して、学校施設のZEB化がさらに図られるよう取組を強化していくことを強く求める。

記

- 1 各地方公共団体における学校施設の建て替え・改修にあたり、環境に配慮した設計等がなされるよう、各種の補助事業とあわせ、ZEB化に関する新たな技術の周知を行うこと。
- 2 できるところから取り組む地方公共団体・学校を増やしていくことが、SDGsの推進やカーボンニュートラルの達成、環境教育の充実につながることから、新築や増築といった大規模事業だけではなくLEDや二重サッシといった部分的な省エネ改修事業を対象とした補助事業もある

ことをしっかりと周知すること。

- 3 より多くの学校が省エネ改修やZ E B化に取り組むことができるよう、学校施設整備に対する国の予算額を増額すること。
- 4 学校施設のZ E B化に関する新たな技術の開発をより積極的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

軍事対軍事でなく憲法第9条を生かした平和外交を強めることを求める意見書（案）

【共産党提案】

ロシアのウクライナ侵略が長期化し、多くの人命が失われ、市民生活への被害が拡大し続けている。戦争を一刻も早く終結させるためには、民主主義か専制主義かという価値観ではなく、国連憲章を守り、侵略をやめよという一点で世界が固く力を合わせ、国際世論によりロシアを包囲することが必要である。今ほど戦争を放棄した日本国憲法の理念に立った外交努力が求められている時はない。

しかし岸田文雄内閣総理大臣は、専守防衛を投げ捨て、相手国の領空を侵犯しミサイル基地だけでなく指揮統制機能等を攻撃する反撃能力、すなわち敵基地攻撃能力の保有や、防衛力の抜本的強化、防衛費の相当な増額にまで言及している。既に日本は世界第9位の軍事支出を行っている。仮に自民党が提案しているGDPの2%に防衛費を拡大した場合、日本はアメリカ、中国に次ぐ世界第3位の軍事大国となる（いずれもストックホルム国際平和研究所の調査による）。また、安倍晋三元内閣総理大臣や維新の会などからは、非核三原則を変え、核共有をすることまで叫ばれている。

いくら日本が反撃能力だと主張しても、長射程の軍備を増強することは、他国から見れば攻撃力の増強であり、他国のさらなる軍事力の増強を呼び起こし、際限のない軍拡競争を招くことになる。また、偶発的な衝突から戦争につながる危険性も増すことになる。政府自らが、我が国が攻撃される可能性を高めていると言わざるを得ない。

しかも、現在でも年間6兆円を超える軍事費をさらに増額させようとするれば、その財源を確保するために消費税の増税や社会保障の切り捨てにつながり、国民生活に一層の苦難をもたらすことになる。

今でも、横須賀を母港とする米原子力空母が日本周辺に配備され、米海兵隊の最新鋭の強襲揚陸艦が岩国、佐世保基地に寄港している。一方、中国海軍も沖縄近海で活動を活発化しており、米中、双方が挑発をエスカレートさせている。こうした状況からも、防衛力の増強が軍事的緊張を高める結果にしかならないことは明らかである。万が一米国がいわゆる台湾有事で軍事介入すれば、日本も安保法制に基づいて参戦することになり、中国からの反撃対象となる。このような事態は断じて招いてはならない。政治の役割は、戦争を起こさせないために知恵と力を尽くすことである。

東南アジア諸国連合（ASEAN）は、1967年の設立以来、国家間の紛争を戦争に繋げないために、年間1,000回を超える話し合いを行っている。現在、ASEAN加盟10か国と、日本をはじめ米国、中国、ロシアなど合わせて18か国が参加する東アジアサミットにも、この平和の枠組みを拡げ、強化しようという努力が行われている。

国際紛争を解決する手段として戦争と武力による威嚇・行使の放棄を掲げる憲法第9条は、アジアで2,000万人、日本人数百万人の犠牲と痛苦の経験から生まれた。憲法第9条の立場を貫き、ASEAN諸国とともに東アジアを対話と協力、そして平和の地域にするために力を尽くすこと、様々な外交ルートを拡げ、軍事的脅威を高める国とも交渉のパイプをつくることでこそ、国民と国土を守り抜くことができる。

よって、国及び政府においては、軍事対軍事で緊張を高めるのではなく、憲法第9条を生かした平和外交を強めることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

新型コロナウイルス感染症による後遺症及び予防接種後の健康被害に対する 迅速な救済を求める意見書（案）

【公明提案】

国内で初めて新型コロナウイルスの感染が確認されてから2年半を経てもなお、感染者数は高止まりし、日々数十名が亡くなっている。また、回復したものの後遺症とみられる症状で苦しむ人が多数おられる。

また、新型コロナウイルス感染症の重症化を防ぐためにはワクチン接種が不可欠である一方で、ワクチンによる副反応が問題になっている。副反応による健康被害に対しては救済制度があるものの、救済は十分には進んでいない。

よって、国及び政府においては、下記事項に取り組むことを求める。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する多くの知見が集積され、感染対策や診断・治療・予防法が確立されつつある一方で、新たな課題として、罹患した一部の患者に様々な罹患後症状が認められている。国際的にも研究が進められているが、実態解明と治療方法の確立のため、国として予算を確保しさらなる調査研究を進めること。
- 2 国は、新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染疑いで休職した被用者に国民健康保険傷病手当金を支給した自治体に対し財政支援を行っているが、罹患後の症状により労務不能となった場合にも、傷病手当金を支給できるようにすること。また、対象を全ての被保険者に拡大すること。
- 3 ワクチン接種においては、副反応による健康被害をなくすことができないことから、予防接種健康被害救済制度が設けられている。しかし、因果関係の立証、確定に時間がかかり救済に至らないことが課題となっている。制度を実効性のあるものとするため、症状と予防接種との因果関係が否定できない健康被害も、迅速に救済されるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

子どもたちの健やかな成長を保障するために、医療費の軽減・無料化、学校給食の無償化を求める意見書（案）

【共産党提案】

新型コロナウイルス感染症は、子どもたちの世界も一変させた。マスクの着用や消毒の徹底をはじめ、友達や先生との接触抑制、給食の黙食、様々な行事の中止・縮小、学級閉鎖、また保護者や教師など身近な大人の不安や緊張も子どもたちの心身に大きな影響を及ぼしている。さらにコロナ禍に加え、物価高騰により保護者の経済状況は深刻さを増し、子どもたちの生活環境も悪化することが危惧される。

現在、子どもの医療費助成や学校給食費などへの補助は、各自治体任せになっている。全ての子どもたちの成長を保障するとともに、子育て世帯への支援、少子化対策としても、国が責任をもって子どもを守る施策を実施することが求められている。

よって、国及び政府においては、とりわけ緊急の課題として速やかに下記事項に取り組むことを求める。

記

- 1 保護者の経済状況にかかわらず、全ての子どもたちが適切に医療を受け、心身の健康を保持していくために、国として子どもの医療費の軽減、無料化を行うこと。
- 2 保護者の経済状況の悪化が広がる中、学校給食の果たす役割は極めて大きなものとなっている。しかし、現在の食材や運送費、燃料費の高騰が、学校給食の事業運営や献立にも影響を及ぼしている。また、学校給食は単なる食事の機会ではなく教育の一環であり、そうした観点からも、国の責任において学校給食の無償化に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

物価高騰から国民の生活を守るための緊急対策を求める意見書（案）

【共産党提案】

食料品、電気、ガス、ガソリンなど急激な物価高騰が国民の生活を直撃している。2022年4月の消費者物価指数は、前年同月比で2.5%の上昇となり、大津市でも2.2%上昇している。労働者の賃上げは進まず、中小事業者は原材料の高騰を価格に転嫁できない状況にある。現在の物価高騰は、コロナ危機、ウクライナ危機に加えて、日本銀行の異次元の金融緩和政策による異常円安が原因である。消費は一層冷え込み、企業活動は鈍化し、経済状況がさらに衰退するという悪循環が起こっている。

その上政府は、物価高騰が昨年から発生していたにもかかわらず、今年度の年金額を原則0.4%削減した。超高齢化社会の下で、年金は老後の生活を支えるだけでなく、家計の消費支出に占める割合も増加しており、地域経済をも支えている。

よって、国及び政府においては、物価高騰から国民の生活を守るため、以下の緊急対策に取り組むことを強く求める。

記

- 1 消費税率を5%に引き下げ、インボイス制度を中止すること。
- 2 今年度の年金引下げを撤回すること。また2022年10月からの一定以上の所得のある後期高齢者の医療費窓口負担の引上げを中止すること。
- 3 事業復活支援金を物価高騰の影響に対しても使えるよう、売上高の減収だけでなく仕入額の増加も対象に加え、申請期間を延長すること。また、対象要件の緩和、及び給付額を少なくとも持続化給付金並みに引き上げること。
- 4 同じく家賃支援給付金についても、物価高騰対策としても使えるように制度設計を見直して復活させること。
- 5 最低賃金を大幅に引き上げ、そのための中小企業支援を抜本的に強めること。その原資として、コロナ禍でも多額に積み増されている資本金10億円以上の企業の内部留保金に時限的な課税を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）

【共産党提案】

1979年、国際連合はあらゆる分野において女性に対する差別を撤廃し、女性に対して男性と平等の権利を保障するための女性差別撤廃条約（以下「条約」という。）を採択し、我が国は1985年にこれを批准した。その後、1999年には条約の実効性を強化するために、国際連合総会において女性差別撤廃条約選択議定書が採択された。

議定書は、条約で保障されている権利が侵害された場合、国内における救済措置を尽くした後に、個人等が女性差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができることを定めている。また、女性差別撤廃委員会が、条約に定める権利の重大又は組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、当該国にその調査結果を注釈・勧告とともに送付する手続を定めている。2021年時点で条約締約国189か国中114か国が批准しているが、我が国はいまだにこれを批准していない。

我が国は、直近の各国の男女平等達成度を示すジェンダーギャップ指数（世界経済フォーラム公表）で、2021年も156か国中120位と、大変低く、いわゆる先進国としては異常な状況である。加えて、2020年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって、女性に対する配偶者等からの暴力や性暴力、また自死の増加が深刻化し、女性の雇用、所得の不安定さ、格差の深刻さなどが顕在化した。女性差別撤廃条約選択議定書は、女性の人権侵害に対する国際的な救済策であり、その批准は、このような我が国の現状を変えるために非常に重要である。

よって、国及び政府は、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

経済安全保障推進法の廃止を求める意見書（案）

【共産党提案】

2022年5月11日、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）が可決・成立した。

①特定重要物資の安定的な供給網（サプライチェーン）の強化、②外部からの攻撃に備え、電力や通信、金融など基幹インフラ事業で重要設備の導入、維持管理等を委託する際の事前審査、勧告・命令、③先端的な重要技術の研究開発促進と活用、官民協力支援、④原子力や高度な武器など軍事技術の特許非公開の4本柱で構成され、制度の実効性を保つためとして罰則も設けられている。しかし、特定重要物資が何であるか、重要設備の導入において何を審査するのかについて明確な規定がないなど、政省令で定める事項は138項目に及び、運用が時々の政府に白紙委任されるものとなっている。

本法は、経済分野での米中対立を念頭に、2022年1月の日米首脳会談で政府が米国と経済安全保障の緊密な連携を確認し、そのための国内法整備を進めるために制定された。軍事的な概念である安全保障を目的とし、平和的な国際経済関係からの大転換となる法律である。国家間の緊張をあおる姿勢は、かえって安定的な供給網、基幹インフラへの攻撃を招きかねない。

また、対象分野は広範囲に及び、経済活動や科学技術研究・学問に対し国家による介入、統制を強めるものであり、提案当初から経済界、法曹界をはじめ強い懸念が示されている。

この間政府は、特定秘密保護法、重要土地利用規制法など安全保障のためとして、様々な人権制約、自由な経済・社会活動に対する国家の介入を可能とする法律を制定してきた。また、政府は科学技術の軍事利用を進める体制を強めてきた。本法の特許出願の非公開制度も科学を軍事利用するためのものであり、科学技術の発展や研究・開発の成果を広く社会に還元し、平和利用することを阻害するものである。

加えて、詳細な規定が法に明示されていないため、恣意的な運用を招きかねず、本法により政治・官僚・業界の新たな癒着が生まれることも強く懸念される。

よって、国及び政府においては、憲法の平和主義と基本的人権の保障の原理に反する経済安全保障推進法を廃止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国際卓越研究大学法の廃止、及び大学ファンド私物化問題の徹底調査と 国民への説明を求める意見書（案）

【共産党提案】

岸田政権は、成長戦略の一環として、10兆円規模の大学ファンドを創設し、世界最高水準の研究成果が見込まれる大学、数校を国際卓越研究大学として助成する法案を提出し、2022年5月18日、国会において可決・成立した。

国際卓越研究大学に認定されれば、大学ファンドの運用益（政府目標は5年以内に年3,000億円）から年間数百億円の助成が受けられるようになる。これらの大学は外部収益に対して年3%の事業成長、学外者が半数以上を占める法人総合戦略会議の設置、経営の意思決定や学長の選考を行い、運営を監督することが求められる。

政府は、我が国の大学の研究力が欧米に比べて相対的に低下している一因として、資金力の差があることを挙げ、その差を埋めるための制度だとしながら、各大学に稼ぐ大学になることを強要しようとしている。

助成に関する基本方針の策定、認定等には、岸田内閣総理大臣が議長を務め、閣僚、大企業役員や大学教授などを構成員とする政府の総合科学技術・イノベーション会議の意見が反映される。また、この間、大学では教授会の権限が縮小され、学長に権限が集中したことにより様々な問題が生じているが、法人総合戦略会議は、さらにその学長を超える権限を持つとされている。国際卓越研究大学法は、政財界が大学運営に直接関与し、学問の府を経済成長の手段に変えてしまう恐れがある。大学教員・研究者からも、学問の自由や大学の自治を脅かすものと、反対の声が上がっている。

また、政府に事業成長を監視され、目標を連続して達成していない場合は助成を打ち切られるため、大学の目的が、学術の中心として深く教授研究することから、民間企業と同じく、研究を利用して事業成長を果たすこと、また時の政権の意向に従う研究を行うことに変質することが懸念される。旧帝国大学をはじめ、早稲田、慶応大学など学術研究懇談会（RU11）を構成する11大学でも、事業成長率は平均0.2%である（2021年7月、総合科学技術・イノベーション会議世界と伍する研究大学の在り方について（中間とりまとめ）より）。現下の日本の経済状況において、大学の財源を支える寄付金や企業からの資金提供の増加は見込めず、逆にコロナ対応も含め支出増に苦しむ状況にある。3%の達成は容易ではなく、これを優先すれば教育研究が稼げる分野に偏重し、そうではない分野が淘汰されかねない。国立大学の授業料上限の緩和も検討されており、学費値上げに道を開く可能性もある。

日本の研究力の低下は、国立大学運営費交付金などの基盤的経費を削減し、競争的資金に移したことにより、地方大学など中小の大学での資金不足による研究の中断、多様な研究を担う人材の減少などが原因である。本制度は、数校のみに資金を投じるもので、大学間格差を一層拡大し、研究力の低下をさらに加速させることになりかねない。学術研究懇談会も、自由な発想に基づく独創性豊かで多様な研究を継続的に支援するために、運営費交付金、私学助成、科学研究費助成（科研費）の削減中止、拡充を求めている（2015年、同会提言）。

そもそも超低金利政策の下で、大学ファンドの運用益目標の達成も絵に描いた餅である。

加えて、この大学ファンドに関わり、自民党の甘利明衆議院議員・前幹事長に連なる関係者等チーム甘利が内閣府に自らの実動組織を立ち上げ、10兆円の大学ファンドをてこに大学政策を私物化しようとしてきた問題が明らかとなっている。新たな利権の温床となりかねないことが、既に示されている。既に大学ファンドの運用が開始されているが、政府がまずなすべきは、この問題の調査

と国会への報告、国民への説明責任を果たすことである。

については、国及び政府においては、学問の自由を脅かし多様な研究を阻害する国際卓越研究大学法の廃止、及び大学ファンドの私物化問題の徹底した調査とその国民への説明を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

児童の権利に関する条約の精神に則り、子どもの権利を保障するための施策を 推進することを求める意見書（案）

【共産党提案】

全ての子どもは、健康に生き、学び、自由に活動し、大人並びに行政から守られ援助されながら成長する権利がある。日本の子どもをめぐる施策は立ち遅れ、子どもに関する予算は先進国中最低水準である。こうしたことから日本政府に対して、国際連合から子どもの権利条約の実践ができていないと何度も勧告が行われているが、政府は現行法体制を変える必要はないとの立場を一貫して取り、これを軽視し続けている。今常会（第208会通常国会）にこども家庭庁設置法案、こども基本法案が提出されているが、子どもの権利条約という文言もない。

こども家庭庁は、2023年度から内閣府の外局として設置され、厚生労働省の児童虐待防止や保育所などの担当、内閣府の少子化対策などの部署を移管するとしている。子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするこどもまんなか社会を目指す司令塔というのが、新組織の位置づけとされている。

子どもたちの成長や子育てに悩む親を社会で支えることは必要だが、こども家庭庁という名称に示されるように、古い家族観に立ったままで、過度に家庭を強調することは、父母に子育ての自己責任をさらに迫ることになり、虐待やヤングケアラーなど家庭の中で苦しむ子どもたちを孤立させることにつながりかねない。

しかも、2021年12月に閣議決定されたこども政策の新たな推進体制に関する基本方針は、子どもの視点に立った政策づくりなどを強調する一方で、子ども政策の立ち遅れの要因を行政の縦割りの壁に求めており、児童虐待や貧困、いじめなどの子どもたちをめぐる課題に公的な支援が届いていない主要な理由を縦割りによって生じる弊害としている。省庁連携の欠如などで課題が放置されたり、解決が遅れたりすることは許されない。しかし、子どもや子育てに困難をもたらした原因は行政組織の在り方だけではない。歴代政権が安心して子育てをできる社会の実現を求める国民の声に背いてきたことが最大の原因である。

待機児童の増加に相応する保育所の大増設を拒み、問題をさらに深刻化させ、経済状況にかかわらず等しく教育、医療を保障することを望む国民の願いに背を向け、それどころか競争・管理教育を推し進め、教員を削減、長時間労働や非正規雇用を拡大させて、保護者を不安定な状況に追い込んできたことなど、これまでの政策の誤りは枚挙にいとまがない。これまでの政策に対する反省がなければ、課題の解決も図れない。

また、子どもは自分の権利が侵害されても、自身で救済を求めたり裁判に訴えたりすることは難しいため、子どもに係る政策が、子どもの権利を最優先にして立案され執行されているかどうか、権利侵害がないかを監視・評価し、関係省庁に対して必要な勧告を行うことができる第三者機関子どもコミッショナーが求められている。子ども一人一人について生まれたときからの個人情報収集するこどもデータベースが作られようとしており、その点からも設置は不可欠である。こども政策の推進に係る有識者会議報告書においても検討を指摘されているが、自民党内からの反対により法案では見送りにされた。

以上の諸点を放置したままではこどもまんなか社会の言葉も看板倒れになる。

よって、国及び政府においては、国際連合の勧告を真摯に受け止め、児童の権利に関する条約の精神に則り、子どもの権利を保障するための施策を推進することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。